

企 画 競 争 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 7 年 3 月 2 5 日

全国健康保険協会島根支部
支部長 石原 貢

1. 企画競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和 7 年度 糖尿病性腎症患者の重症化予防事業に係る保健指導業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書による

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条に該当しない者であること。
- (2) 令和 07・08・09 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証について、少なくともいずれか一つを取得している者であること。
- (9) 本案件を第三者に請け負わせない者であること。
- (10) 過去に本案件と類似した業務の受託実績を有していること。
- (11) 全国健康保険協会の予算は、毎年度厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、令和 7 年度予算の認可を受けられないときは、履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。
- (12) その他は企画競争説明書による。

3. 契約者の選定

企画競争説明書に基づき提出された企画提案書等の内容の質及び委託費の価格について総合

機密性 1

的に評価を行い、契約相手者一者を選定する。

なお、採否は提出期限後全提出者に通知する。

4. 企画競争説明書を交付する日時及び場所

原則、下記（2）の場所にて直接交付する。

郵送による交付を希望する場合は、別添の依頼書を FAX のうえ、交付依頼を行うこと。

- (1) 日時 令和 7 年 3 月 25 日（火曜日）から令和 7 年 4 月 14 日（月曜日）までの土曜日、日曜日、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時まで
ただし、令和 7 年 4 月 14 日（月曜日）は正午まで。
- (2) 場所 島根県松江市殿町 383 山陰中央ビル 2 階
全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ
電話 0852-59-5140 FAX : 0852-59-5354 [担当:吉迫]

5. 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は下記により FAX（A4 様式自由）により受け付ける。

- (1) 受付先 上記 4（2）に同じ
- (2) 受付期間 令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）正午まで
- (3) 回答 令和 7 年 4 月 4 日（金曜日）17 時までに競争参加者に対して FAX 等にて行う。

6. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 14 日（月曜日）正午
- (2) 提出先 4（2）に同じ
- (3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送とする。
郵送の場合は、書留郵便等到着状況を確認できる方法に限る。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 全額免除
- (3) 企画書の無効 本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画提案書等は無効とする。
- (4) その他 詳細は企画競争説明書による

【参考】全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした

機密性 1

者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
 - 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

仕様書送付依頼書

令和7年度

糖尿病性腎症患者の重症化予防事業に係る保健指導業務委託

標記案件に係る仕様書等下記までお送りください。

事業所名称： _____

担当者名： _____

郵便番号： _____

所在地： _____

電話番号： _____

FAX番号： _____

【依頼先】

全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ 契約担当者宛

FAX：0852-59-5354